

自転車等駐車場定期利用約款

(総則)

- 1 公益財団法人自転車駐車場整備センター（以下「センター」といいます。）が管理する自転車駐車場又はバイク駐車場（以下「駐車場」といいます。）を定期的に利用する方は、この約款に記載してある事項をご承諾のうえ利用するものとします。ただし、各項目について各駐車場に他の規約等が掲出されている場合は、そちらが優先するものとします。
- 2 駐車場のご利用に当たっては、この約款及びセンターが定める個人情報保護方針を必ずお読み頂き、同意のうえお申込みください。なお、申請者と利用者が異なる場合も、申請者の同意をもって利用者の同意を得たものと見なします。

(免責)

- 3 駐車場は駐車場所を提供するものであり、センターにおいて自転車・原動機付自転車・自動二輪車（以下「車両」といいます。）を預かって保管するものではありません。車両には鍵をかける等、お客様ご自身で防犯対策を行ってください。
- 4 駐車場ご利用における以下の事項に関しましては、責任を負いかねますのでご了承ください。
 - ・車両及びその他の付帯物・積載物等の紛失・盗難・破損等の損害
 - ・事故、利用者同士のトラブルによる損害
 - ・他の車両により入庫・出庫を妨げられたことによる損害
 - ・地震・落雷・火災・水害等の天災、不可抗力による損害
 - ・機器不具合及び停電等が発生した際の入出庫までの待ち時間に対する補償、機会損失等の補償

(利用時間等)

- 5 利用時間や管理員の勤務時間及び休日は、利用案内看板等に記載します。

(駐車することができる車両)

- 6 駐車場に駐車することができる車両の車種、サイズ及び重量等に制限を設けた場合は、利用案内看板等に記載します。この制限を超えた場合、ご利用をお断りさせていただくことがあります。

(利用上の注意)

- 7 利用者は、管理員から求められたときは定期駐車券を提示して下さい。
- 8 利用者は、連絡先等登録した情報に変更が生じた場合には、遅滞なく届出て下さい。
- 9 利用者は、定期利用シールを後輪カバード下部等の見やすい位置に確実に貼付して下さい。
- 10 利用者は、定期シールを貼付してある車両の修理等により代車（同一車種に限る。）を使用しようとするときは、管理員に申し出て代車承認票の交付を受けて下さい。
- 11 契約期間満了の後、10日間を経過しても引き取りのない車両は、他の場所（保管場所）に移動し、移動後1ヶ月を経過しても返却の申し出のない車両は放置車両と見なし処分します。移動後処分までの間に返却の申し出があった場合には、場内に駐車した時間及び移動後の経過時間の合算時間を駐車時間と見なし、それに相当する利用料金及び移動に要した費用を請求させていただきます。
- 12 駐車場内では、以下の行為を禁止します。禁止行為を行ったときは、以後当該施設の利用をお断りすることがあります。
 - ・火気の使用・喫煙
 - ・ごみ・汚物の散逸など管理上支障となる行為
 - ・車両に乗車したままでの走行
 - ・飲酒運転（薬物使用等を含む）
 - ・アイドリング・空ふかし、むやみに警告鈴や警笛を鳴らす行為
 - ・その他公序良俗に反する行為
- 13 駐車場内において以下の行為を行った場合は不正利用とし、駐輪機器による車両ロック等を行います。不正利用が繰り返し行われた場合は、車両の移動・施錠を行うとともに、1ヶ月分の定期利用料金に加えて、違約金として3,000円をお支払いいただきます。その場合、以後当該施設の利用をお断りすることがあります。また、車両の移動等、これらの処置により発生するいかなる損害・損失（車両の損傷等）に関して、その責任は負いかねます。
 - ・駐車指定場所以外の通路や空地などに駐車をする行為

・定期契約の期限切れ、未契約その他の理由により、定期専用区画に駐車する権利がないにもかかわらず、定期専用区画に駐車する行為

・契約者本人以外の者による利用

1 4 天災・火災発生時及び駐車場の点検等に伴い予告なく駐車場を閉鎖し、車両を移動する場合があります。

1 5 故意又は過失によって、駐車場施設に損害を与えたときは、これを弁償していただきます。

(定期利用の申込等)

1 6 定期利用の申込が収容台数に達したときは、受付を停止します。

1 7 前項の受付の停止後は、空き待ち申込を受け付け、申込者の住所、氏名及び電話番号を記録して、空きが生じたときは申込順に通知します。

1 8 前項の通知は電話又は郵便で行い、通知後 3 日を経過しても定期利用の申込がないときは、希望がないものと見なして次順位者を繰り上げます。

(利用手続及び利用料金等)

1 9 定期利用の申込及び契約の手続は、センターの定めた方式によるものとします。

2 0 契約期間及びこれに対応する定期利用料金は、利用案内看板等に記載します。

2 1 契約手続が完了した方には、定期駐車券及び定期利用シールを交付します。

2 2 定期利用料金は、利用者から解約申出があった場合は、残期間が 1 ヶ月以上のものに限り、センターの定めた方式によって払戻しをします。

2 3 センターの責めに帰する事由により駐車場が利用できなくなったときは、その期間に対応する利用料金を払戻します。

(定期利用契約の更新)

2 4 定期利用契約の更新は、原則として期間満了の月の 21 日から月末までの間に行うものとします。

2 5 前項の期間内に利用契約の更新を行わなかった方については、その契約は、期間満了の日を終了するものとします。

(駐車券等の再交付等及び返却)

2 6 定期駐車券及び定期利用シールは、紛失、棄損等の事実を確認できる場合のほか、再交付しません。

2 7 定期駐車券及び定期利用シールの紛失に起因する損害については、センターは一切の責任を負いません。

2 8 定期駐車券及び定期利用シールを再発行する場合は、センターの定める手数料をいただきます。

2 9 利用者は、定期利用契約を解約したときは、定期駐車券及び定期利用シールを返却して下さい。

(個人情報の取扱い)

3 0 定期利用の申込み時にお預かりした利用者の個人情報は、個人情報保護法及びセンターの「個人情報保護方針」に基づき、適正に管理するとともに、以下の範囲内でのみ使用します。

- ・駐車場の利用受付
- ・駐車場を管理するために必要な連絡
- ・場内放置自転車の利用者確認及び連絡
- ・自転車安全利用講習会等の受講の有無を確認するために自治体に一部個人情報共有

3 1 センターがカメラ等で駐車場内及び駐車場周辺等を撮影した画像・映像情報等については、駐車場の運営管理、不正利用等の取締り、警察等による防犯・捜査等の目的の範囲内で利用いたします。また、撮影した画像・映像情報等は、法令に基づき開示・提供する義務がある場合及び上記利用目的に基づいてセンターが必要と判断した場合を除き、利用者及びその他の第三者に開示・提供をすることはありません。

(約款の変更)

3 2 センターは、民法第 548 条の 4 の規定に従い本約款を変更する場合、利用者の事前の承認なしに、その変更内容を当該変更内容に照らし適切な方法で、利用者にあらかじめ周知することにより変更することがあります。この場合の変更の効力は、適切な周知方法において明示した効力発生日より生ずるものとします。